

【書 評】

水野和代著

『イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開』

(風間書房、2019年)

眞城 知己

(関西学院大学)

イギリスにおけるインクルーシブ教育は、学校改善 (school improvement) を軸として1980年代のホール・スクール・アプローチ (Whole School Approach) 理念の提案などの流れをくむものと、フル・インクルージョン (Full Inclusion) を志向する社会的インクルージョン (Social Inclusion) を学校教育に適用しようとした流れに大別される。

前者はイギリス国内で1960年代から70年代の治療教育 (= 補償教育 Remedial Education : 障害のある子どもに学校内に専門ユニットを設置して対応した) の際に、通常学校において必要な専門指導を提供しようとするほど担当する「障害児教育専門」教師と当該生徒のペアが学校全体からあたかも切り離された存在になってしまうという校内分離の問題への反省から、特定の教師のみが責任を担うのではなく、すべての生徒の教育の責任を各学校のすべての教師が分担し合うように学校を改善することが強調される流れに源流をみることができる。そして、1981年教育法によって障害のある生徒の「統合教育」の推進が明示されたにもかかわらず、一向に進展しない状況が続く80年代においてより急進的な変革をもたらすために導入された新しい概念としての性質を持っている (Ainscow, 1994)。

他方、後者は社会的に排除される対象が固定化される構造的問題の解消のための社会運動を背景にして展開されてきたものである。ただし、後者は社会的インクルージョンの概念と社会的統合 (Social Integration) の概念がほぼ同一であることからわかるように、社会的な権利保障としてあらゆる場面において「居場所」を保障することが軸となるため、教育分野に適用する際にも Integration 概念が基盤に据えられる傾向が強くなってしまおうという側面を有している。

ここで国連ユネスコの動向をみると、インクルーシブ教育の用語を世界的に知らしめたサラマンカ声明と行動大綱 (1994) の頃のインクルーシブ教育の理念では学校改善や学校開発 (School Development) の色彩が強く、また、対象も障害のある子どもに強く焦点が限定されていたが、21世紀になると社会的インクルージョンの色彩が強く表れるようになってきた。特に最近のユネスコのプロジェクト報告である The Global Education Monitoring Report (2020) に象徴されるように、対象が障害のある子どもに限定されないのはいうまでもなく、SDG4 (持続可能な開発

目標のゴール4)との関連からLGBTIやロマなど社会的背景や能力に関わり教育から排除されているすべての人の包含を目指すことが強調されるようになっていく。

日本においても文部科学省からインクルーシブ教育への志向が明確に示されるようになり、障害者の権利に関する条約の批准に伴い「合理的配慮 (reasonable accommodation)」の提供義務が定められるなど、各学校における多様性包含に向けた流れが拡大しつつあることは周知の通りである。

しかしながら、日本におけるインクルーシブ教育論の大半が統合教育論との違いを整理せずに同義に用いていたりと、「共に生きる」という情緒的な表現に各人が思う解釈を添えて言及するなど、およそインクルーシブ教育の概念と制度の展開に関してあやふやな取り扱いが続いている。「インクルーシブ教育」の概念自体は、各国で構築されてきた基礎教育制度の状態によって特別学校の整備状況や社会的位置づけが大きく異なるために、世界共通で単一に定義することが困難なのであるが(眞城, 2021)、少なくともインクルーシブ教育の概念を正確に定義する上では、「多様性 (diversity)」、「教育的ニーズ (educational needs)」、「プロセス (process)」の三点は必須要素である。言い換えれば、これらの三要素に欠ける定義は、インクルーシブ教育の概念を適切に説明することが難しいのである。

このようにインクルーシブ教育を巡っては、国連ユネスコでの論の軸でさえ変化するほどに変容する状況が存在している。これは各国でインクルーシブ教育が強調される状況に鑑みれば、驚くほかほかではない混沌とした状態であるともいえよう。なにしろ社会における多様性の包含がいかに困難な状況であるのかは、古今東西を問わずに共通に認識されてきたことなのである。こうした状況において、各国におけるインクルーシブ教育の展開をそれぞれの固有の条件に対照させながら丁寧に描き出す研究は必然的に重要なものとなる。

それゆえに国連ユネスコによるインクルーシブ教育の提起に影響を与えたイギリスを分析対象として検討することは学術的に大きな意義がある。

本書は著者である水野氏が2016年度に名古屋市立大学に提出した学位請求論文「イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開に関する研究」に加筆・修正を行って刊行されたものである。

構成は以下の通り4部構成で、372頁にまとめられている。

第1部 研究の課題と方法

序章

第1章 先行研究の分析

第2部 インクルーシブ教育に至る障害児教育政策論の歴史的展開

第2章 インクルーシブ教育の源流——ノーマリゼーション原理

第3章 ノーマリゼーション原理からインテグレーション概念・統合教育への発展過程

第4章 インクルーシブ教育の歴史的展開

第3部 イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開

第5章 戦前・戦後のイギリスにおける障害児教育の発展過程

第6章 「ウォーノック報告」にみるインクルーシブ教育への萌芽
第7章 インクルーシブ教育の実現過程
第8章 インクルーシブ教育の原則採用
第9章 近年のイギリスにおけるインクルーシブ教育政策の展開
第10章 イギリスにおけるインクルーシブ教育の成果と課題
第4部
終章

本書は、「イギリスの障害児教育の成立期からインクルーシブ教育政策までの歴史的展開を社会情勢とともに分析・考察し、今後の日本におけるインクルーシブ教育政策への示唆を導き出(pp.50-51)」すことを目的に据えている。そして、ノーマライゼーション原理の特長と各国での原理の拡大の様相、インテグレーション概念の展開、インクルーシブ教育の構築と拡大を論じながら枠組みの提示を行っている。第2部まではイギリス研究に焦点が当てられているというよりは、むしろ北欧、北米、日本などへの言及が多く、各国での関連概念の取り扱いについての概要が紹介されている。イギリスでの展開に焦点が絞られるのは第3部である。そこではプリッチャード (Pritchard, D. G.) をはじめとした先行研究をまとめた第5章にはじまり、ウォーノック報告とその勧告の一部を制度化した1981年教育法とを軸にしたインクルーシブ教育への萌芽の時期(第6章)、1988年教育改革法から1993年教育法と1995年障害差別禁止法の特徴を取り上げた第7章、そして世紀転換期の制度におけるインクルーシブ教育の位置づけを論じた第8章、最後に21世紀初頭の緑書や関連法制度にみるインクルーシブ教育政策の特徴を第9章として整理した上で、イーストサセックスでの訪問調査を第10章に添え、最終章にて全体のまとめが行われている。

法制度については、内容の特徴と関連する研究の指摘をふまえながら、筆者自身によるインクルーシブ教育制度の観点からの特質についての言及が付されるスタイルである。イギリスでは周知のように重要な法案が作成される際には必ずその前に特別委員会を設置して検討がなされるので、通常は法制度の分析には特別委員会と法案の議事録分析が欠かせないのであるが、本書ではそうした分析によるのではなく、それぞれについて先行研究での指摘を援用してインクルーシブ教育の萌芽・展開について論じている。そのため制度の特質が定まる決定的要因を緻密に描き出すことはできていないが、インクルーシブ教育がイギリスにおいてどのように制度に位置づけられ、展開されるようになったのかを俯瞰するにはわかりやすい。

終章においては、インクルーシブ教育政策の歴史展開から、1) 特別な教育的ニーズ概念の導入への移行の必要性、2) 人の協同を重視した政策策定の必要性、3) 制度・政策のトライ&エラーを繰り返してインクルーシブ教育政策を推進する重要性、4) 家族全体を支える政策の重要性、5) 教育と保健・社会福祉などの横の連携と支援の連続性の強化、6) 通常学校教育改革の視点の必要性、7) 教育水準の達成と包摂を両立する取り組みの必要性、という7点の示唆が得られたとまとめている。また、同様にインクルーシブ教育実践からは、1) 需要・理解・共感の文化の醸成、2) 子どもを全体としてとらえる重要性、3) 近隣の学校の連携体制の構築、4)

財源確保と資源の有効活用、5) 専門性の高いSENCO (特別な教育的ニーズ・コーディネーター) や教員の養成、6) 他機関との協同のための人材育成、7) 実践者・利用者の視点に立ったサービス制度設計の必要性、8) 連続性のある多様な学びの場の保障、9) 教育的支援の保障と地域格差の解消の必要性についての示唆が得られたとしている。これらの示唆は、必ずしもイギリスを検討した結果からのみ得られた特異的示唆ではないのであるが、これらに著者の強い想いが集約されていることが感じられるまとめである。

要約すれば、主にイングランドに焦点を当てて今日までのインクルーシブ教育の展開の概要について先行研究を紹介するとともに、20世紀後半から21世紀初頭までの制度展開の特徴を、法制度、特別委員会報告書、白書、緑書等を概観しながら日本への示唆を得ようとしたのが本書である。

イギリスの教育制度研究としての議事録分析がなされているわけではなく、またこれまでに行われてきた研究の蓄積に特筆するような新しい知見が加えられたわけではないが、むしろこれまでの学術書では学習契機の刺激を得られにくかった学生たちがイギリスのインクルーシブ教育や特別ニーズ教育研究の端緒をつかむのに格好の書籍である。

【参考文献】

Ainscow, M. (1994) *Special Needs in the Classroom : A Teacher Education Guide*. London : Jessica Kingsley/Paris : UNESCO.

眞城知己 (2021) 「教育におけるインクルージョンの概念」石田祥代・是永かな子・眞城知己編『インクルーシブな学校をつくる』ミネルヴァ書房。